

固定資産税のよくあるご質問とお願い

Q1 土地や建物を売ったのに、どうして納税通知書が来るの？

A1 1月1日現在の所有者の方に課税されるためです。

固定資産税は、原則、賦課期日と呼ばれる1月1日現在の所有者の方に対して課税されることとなっております。以下に、令和3年度の固定資産税について、例示いたします。

所有権移転日	令和3年度の納税義務者
令和2年12月25日	買主
令和3年1月5日	売主

『所有権移転日』は、実際の売買日等ではなく、『登記日』を指します。

※表題登記されていない家屋について、所有者の方が変更となった場合は、『未登記家屋所有権移転申告書』により、税務会計課へ申告をお願いいたします。

Q2 相続があったときは、役場に届出が必要なの？

A2 令和2年度税制改正により、申告が義務化されました。

近年増加する所有者不明土地への対策として、地方税法および長瀬町税条例により、相続人の方の住所、氏名等の申告が義務化されました。つきましては、**ご自身が現所有者である（＝法定相続人として固定資産を相続している）ことを知った日の翌日から3か月を経過した日まで**に、『固定資産現所有者申告書』により、申告をお願いいたします。

ただし、上記申告期限内に、「相続登記」または「相続人代表者指定届出書」の届出（通常、死亡後のお手続きの際にご記入いただいております。）をおこなっている場合、申告の必要はございません。

問合せ 税務会計課課税（資産税）担当 ☎66・3111 内線113

『令和3年度 償却資産申告』について

個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いる機械や装置、工具、器具、備品などで、原則、取得価額が10万円以上のものは、『償却資産』として、固定資産税の課税対象となります。

町内に以上のような資産を所有されている方は、令和3年1月1日現在の状況について申告をお願いいたします。

『新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の特例措置』について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している**中小企業、小規模事業者**の方の税負担を軽減するため、事業収入が一定割合減少している場合、土地を除く、事業者ご自身が所有されている家屋および償却資産にかかる令和3年度の固定資産税を、**ゼロ**または**1/2**といたします。詳しくは中小企業庁ホームページ等をご確認のうえ、ご申告ください。

なお、申告書様式は町HPに掲載しております。

期 限：いずれも令和3年2月1日(月)

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、**eLTAX**または**郵送**による提出へご協力ください。

問合せ 税務会計課課税（資産税）担当 ☎66・3111 内線113